

○財務省告示第四百七十二号	省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十五年五月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
	財務大臣 塩川 正十郎	利付国庫債券（三十年）（第十回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。	入札発行を競争に付して行われる	各申込みのうち応募額を順次割り当てる。その応募額を順次割り当てる。	額面金額で三千九百九十八億円で、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に、十億六千五百十万円、財政融資金の特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債に、億三千三百九十五万円、国債整理

七 払込金額
 八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行日
 十一 発行価格
 十二 利率
 十三 経過利子の払込み

五万円
 三億九千七百二十五万円
 債に規定に基づき発行した利付
 の規定に基づき発行した利付
 基金特別会計法第五条第一項

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十五年五月二十六日
 平成一七年一月一パーセント
 額面金額百円につき九十九円三
 十銭
 年一パーセント
 (一) 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時にお
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人

